

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

**令和6年3月
鶴田町**

目 次

目次

第1章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の背景	5
2 近年の法制度の動き	6
3 計画の位置づけ	7
(1)障害福祉計画	7
(2)障害児福祉計画	7
(3)他計画との関係	7
4 計画の期間	8
5 計画策定体制	8
(1)行政内部における検討	8
(2)計画策定委員会等の開催	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	10
1 人口構造	10
2 各種障がい者手帳の所持状況	11
(1)障がい者手帳の所持者数	11
(2)身体障がい者手帳	13
(2-1)等級別身体障がい者手帳の所持者数	13
(2-2)障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数	14
(3)療育(愛護)手帳の所持者数	15
(4)精神障がい者保健福祉手帳所持者数	16
3 自立支援医療の状況	17
(1)自立支援医療受給者数	17
4 難病患者数の状況	17
5 障がい支援区分の認定者数の推移	19
第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画	21
1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標	21

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(3)地域生活支援の充実	22
(4)障がい児支援の提供体制の整備等	22
①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	22
②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	22
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	22
(5)相談支援体制の充実・強化等	23
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	23
2 障がい福祉サービス等の推進	24
(1)訪問系サービス	24
(2)日中活動系サービス	25
(3)居住系サービス	27
(4)相談支援	28
3 障がい児支援の推進	29
(1)障がい児通所支援	30
(2)障がい児相談支援	31
4 地域生活支援事業の推進	32
(1)理解促進研修・啓発事業	32
(2)自発的活動支援事業	32
(3)相談支援事業	32
(4)成年後見制度利用支援事業	33
(5)成年後見制度法人後見支援事業	33
(6)意思疎通支援事業	34
(7)日常生活用具給付等事業	34
(8)手話奉仕員養成研修事業	35
(9)移動支援事業	35
(10)地域活動支援センター事業	36
(11)福祉ホーム事業	36
(12)訪問入浴サービス事業	36
(13)生活支援事業	37
(14)日中一時支援事業	37
(15)自動車改造費助成事業	37
(16)運転免許取得費助成事業	37
(17)医療的ケア児総合支援事業	38

第6章 計画の推進に向けて	40
1 計画の推進体制	40
2 人材の確保・質の向上	40
(1)専門職員の確保	40
(2)職員等の資質向上	40
3 計画の進行管理	41
資料編	43
1 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱	
43	
2 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿	
45	

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

鶴田町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、令和3年3月に「鶴田町第5次障害者計画」を策定し、「自立の私・地域への和・共生の輪」を基本理念とし障がい者施策を推進しております。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい(児)福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく、「鶴田町第6期障害福祉計画」および「鶴田町第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害者基本法」に基づき令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」が策定され、「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Person with Disabilities)」の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施されることとなりました。

また、令和5年4月にこども家庭庁が新設され、児童福祉法に含まれる障がい児支援の管轄が変更になりました。これにより児童及びその家族に対し、障がい福祉の立場だけではなく、保健、医療、教育等の地域の関係機関が連携し、地域社会への参加と包容を行っていくよう制度及び体制が構築されました。

この度策定する計画は、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」になります。

本計画では「鶴田町第5次障害者計画」の後半期(令和6年度～令和8年度)について、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基に、障がい(児)福祉施策の数値目標の見直しを行います。

2 近年の法制度の動き

■障害者差別解消法の改正

① 令和3年6月公布、令和6年4月施行

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等や事業所に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法」)の改正

令和4年12月公布、令和5年4月(一部令和6年4月)施行

障がい者自身の能力を正当に評価し適切な雇用の場を与えるとともに、適正な職業能力の開発や向上に関する措置を行うことになりました。また、障がい者の特性や環境により様々な働き方ができるように、雇用率等の算定方法が改正されました。

■障害者総合支援法の改正

(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

障がい者等が自ら望む地域にて希望する生活を実現するため、地域の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対応できるように制度が改正されました。

■児童福祉法の改正

(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

子ども家庭法に移行したことにより、子育て世帯に対して包括的な支援を行うための体制強化及び事業が拡大されることとなりました。障がい児支援では児童発達支援センターの中核的役割の明確化や児童発達支援の一元化が行われることになりました。

3 計画の位置づけ

(1) 障害福祉計画

障害福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、鶴田町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

障害者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとしています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 他計画との関係

本計画は、「第6次鶴田町総合計画」、「第5次障害者計画」並びに他の個別計画との整合性を図りながら策定しています。

4 計画の期間

第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間と定めます。

5 計画策定体制

(1) 行政内部における検討

鶴田町町民生活課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 計画策定委員会等の開催

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表等をもって構成する「鶴田町障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

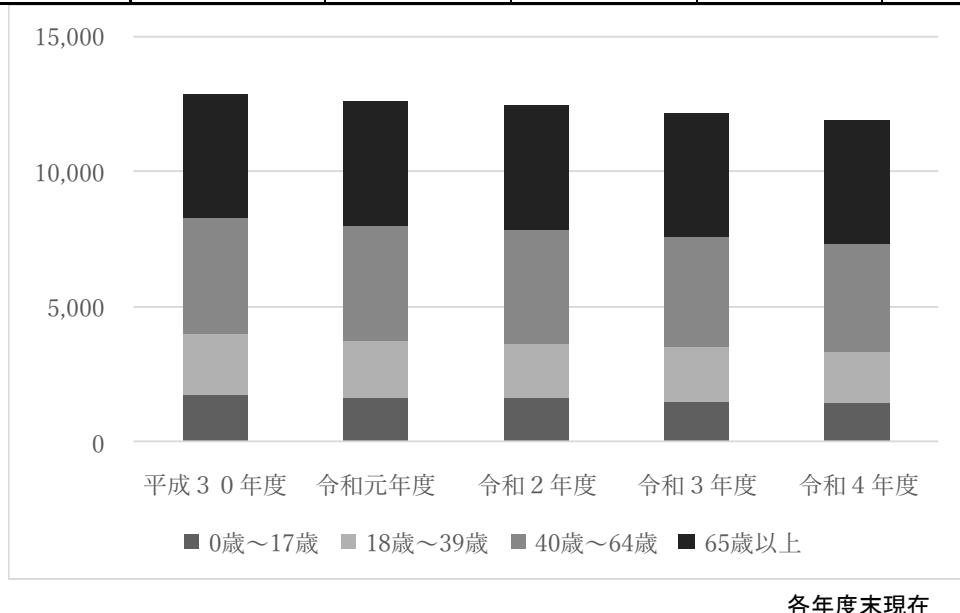
1 人口構造

鶴田町の総人口は、平成30年の12,870人から令和4年の11,880人と減少傾向にあります。年齢区分別人口でみても、全年齢区分にて減少傾向にあります。

年齢区分別人口の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳～17歳	1,720	1,630	1,588	1,518	1,434
18歳～39歳	2,244	2,130	2,061	1,978	1,901
40歳～64歳	4,321	4,242	4,163	4,079	4,008
65歳以上	4,585	4,602	4,596	4,569	4,537
総人口	12,870	12,604	12,408	12,144	11,880



2 各種障がい者手帳の所持状況

(1) 障がい者手帳の所持者数

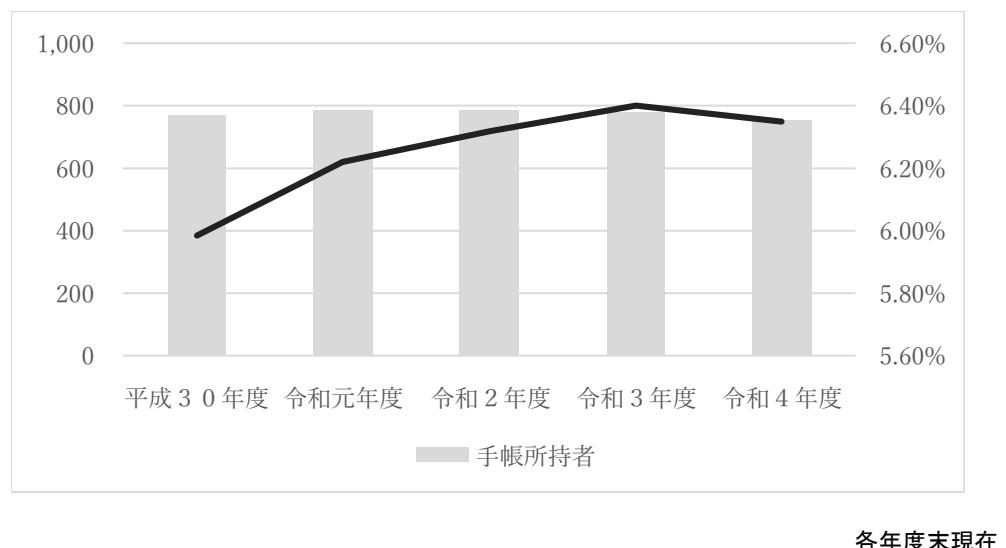
障がい者手帳所持者は、平成30年度の770人から令和4年度の754人と年度ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

しかし、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、総人口の減少のため平成30年度以降増加傾向で推移しています。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
者	身体障がい者手帳	572	577	565	551
	愛護（療育）手帳	77	81	85	85
	精神障がい者保健福祉手帳	112	120	124	130
	手帳所持者	739	755	749	740
児	身体障がい者手帳	19	17	18	18
	愛護（療育）手帳	15	16	20	23
	精神障がい者保健福祉手帳	3	2	3	3
	手帳所持者	31	29	35	37
者・児	身体障がい者手帳	591	594	583	569
	愛護（療育）手帳	92	97	105	108
	精神障がい者保健福祉手帳	115	122	127	133
	手帳所持者	770	784	784	777
	手帳所持率	5.98%	6.22%	6.32%	6.40%



(2) 身体障がい者手帳

(2-1) 等級別身体障がい者手帳の所持者数

身体障がい者手帳所持者は、平成30年度の578人から令和4年度の545人と減少しています。

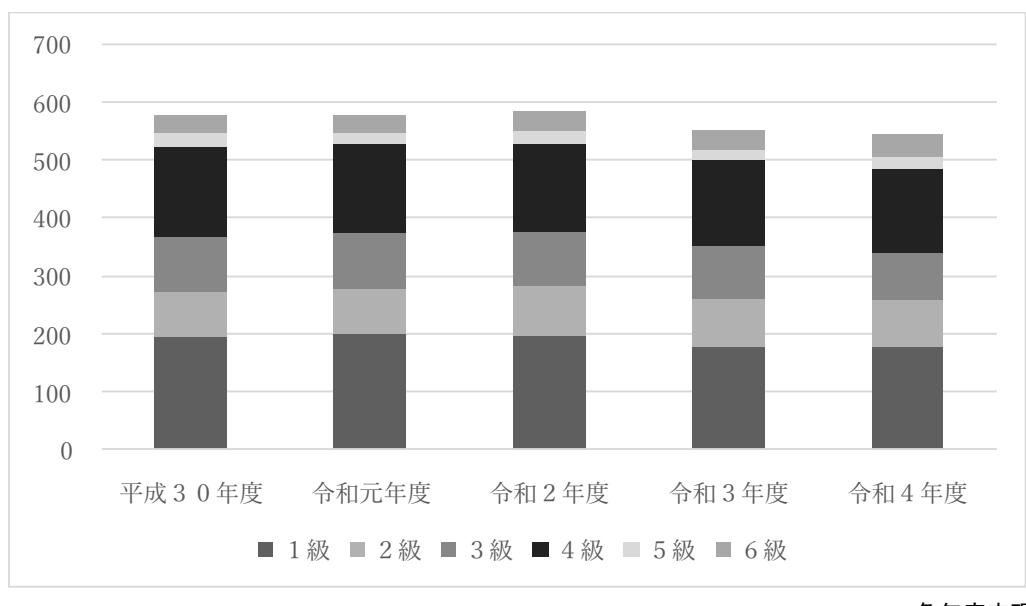
等級別身体障がい者手帳所持者数をみると、令和4年度では「1級」が176人で最も多く、次いで「4級」の145人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障がい者手帳の所持者数の推移

()内数値:うち障がい児 単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	195 (6)	198 (5)	197 (5)	178 (5)	176 (4)
2級	77 (4)	79 (4)	84 (4)	83 (4)	81 (4)
3級	96 (2)	96 (1)	95 (2)	91 (2)	82 (2)
4級	154 (1)	155 (1)	151 (1)	147 (0)	145 (0)
5級	24 (2)	20 (2)	22 (2)	19 (2)	23 (3)
6級	32 (4)	29 (4)	34 (4)	33 (5)	38 (4)
合計	578 (19)	577 (17)	583 (18)	551 (18)	545 (17)



(2-2) 障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数

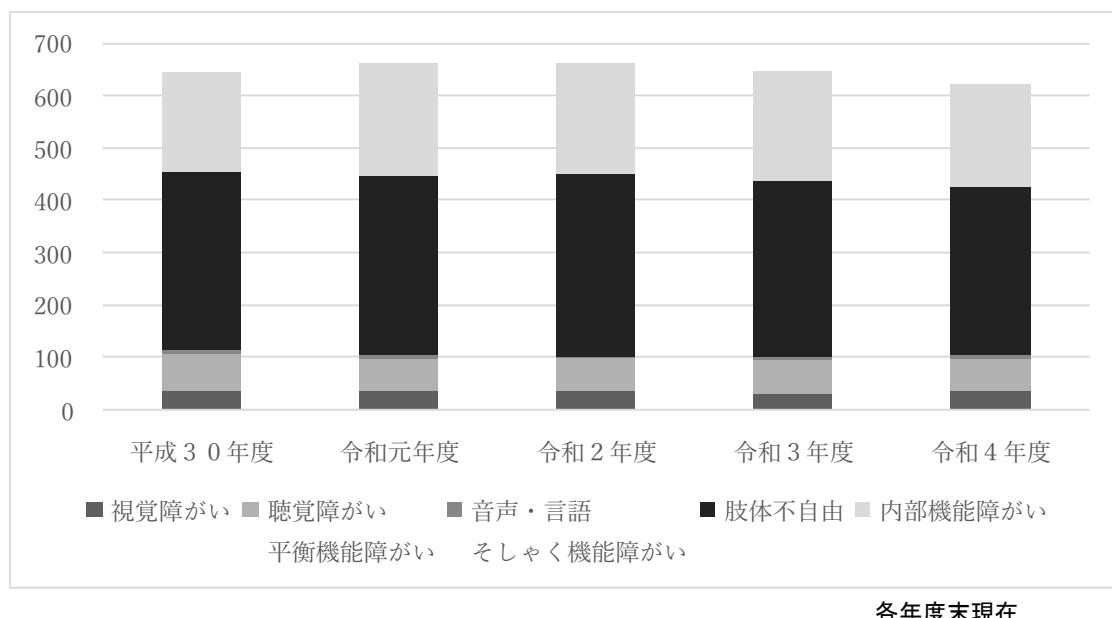
障がい部位別身体障がい者手帳所持者数をみると、令和4年度では「肢体不自由」が322人で最も多く、次いで「内部機能障がい」の197人となっています。

障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数の推移

※主たる障がい以外も含む

()内数値: うち障がい児 単位: 人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	35 (1)	36 (1)	36 (1)	31 (1)	35 (0)
聴覚障がい 平衡機能障がい	73 (5)	62 (5)	60 (5)	62 (6)	63 (5)
音声・言語 そしゃく 機能障がい	5 (0)	5 (0)	6 (0)	6 (0)	5 (0)
肢体不自由	339 (16)	345 (14)	348 (16)	340 (16)	322 (17)
内部機能障がい	193 (1)	213 (4)	211 (1)	207 (2)	197 (2)



(3) 療育(愛護)手帳の所持者数

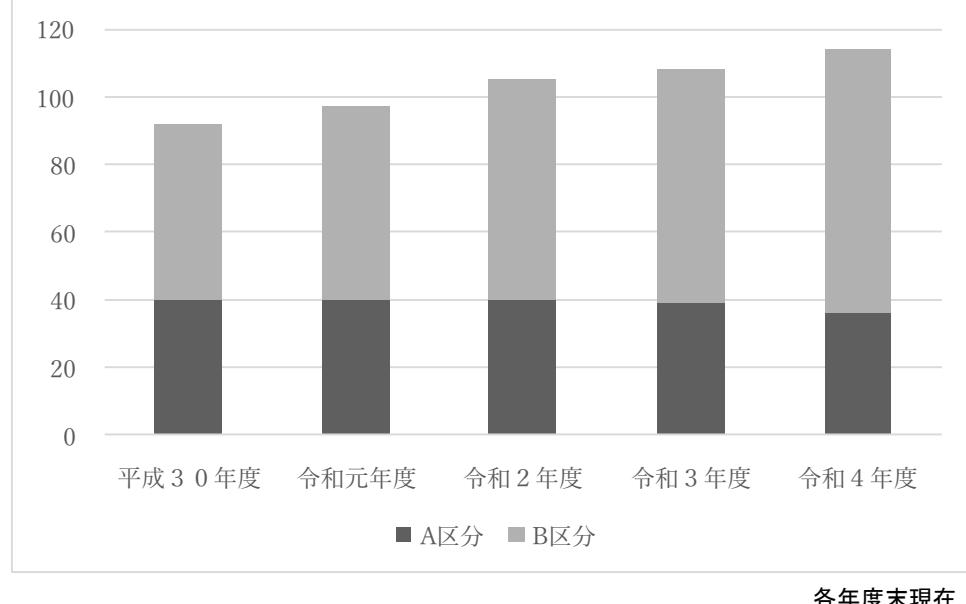
療育(愛護)手帳所持者数をみると、障がい者、障がい児ともに増加傾向であります。

程度別ではすべての年度において「B判定」が多くなっており、令和4年度では「A判定」が36人、「B判定」が78人となっています。(等級は、A判定の方がB判定より重い状態を示します。)

障がい程度別療育(愛護)手帳の所持者数の推移

単位:人

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
者	A区分	36	36	36	35	33
	B区分	41	45	49	50	54
児	A区分	4	4	4	4	3
	B区分	11	12	16	19	24
者・児	A区分	40	40	40	39	36
	B区分	52	57	65	69	78



(4)精神障がい者保健福祉手帳所持者数

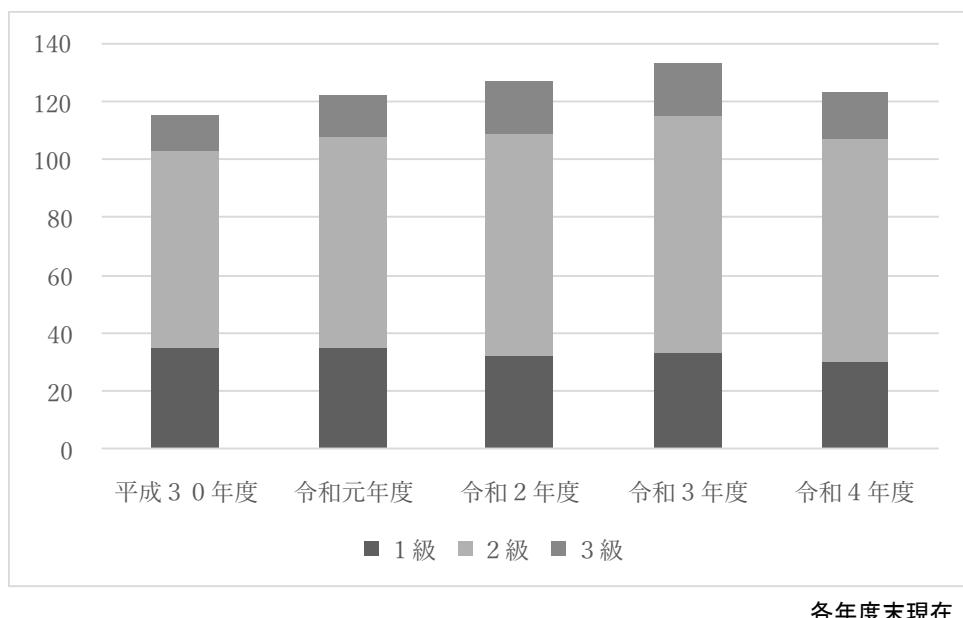
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成30年度の115人から令和4年度の123人まで増加傾向で推移しています。

精神障がい者保健福祉手帳の等級は、すべての年度において「2級」が多くなっており、令和4年度では「1級」が30人、「2級」が77人、「3級」が16人となっています。
(等級は、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっています。)

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	35	35	32	33	30
2級	68	73	77	82	77
3級	12	14	18	18	16
合計	115	122	127	133	123



3 自立支援医療の状況

(1) 自立支援医療決定者数

自立支援医療決定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

更生医療では、入院及び入院外共に令和3年度に一時的に増加しましたが、令和4年度には減少に転じています。

育成医療では、入院外が令和3年度一時的に増加しましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

精神通院医療では、令和3年度まで減少傾向にありました。令和4年度末決定者は222人と増加しています。

自立支援医療決定者数の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療（入院）	21	20	16	23	18
更生医療（入院外）	48	56	39	46	41
育成医療（入院）	2	2	1	2	0
育成医療（入院外）	7	6	5	10	6
精神通院医療	205	202	201	200	222

各年度末現在

4 難病患者数の状況

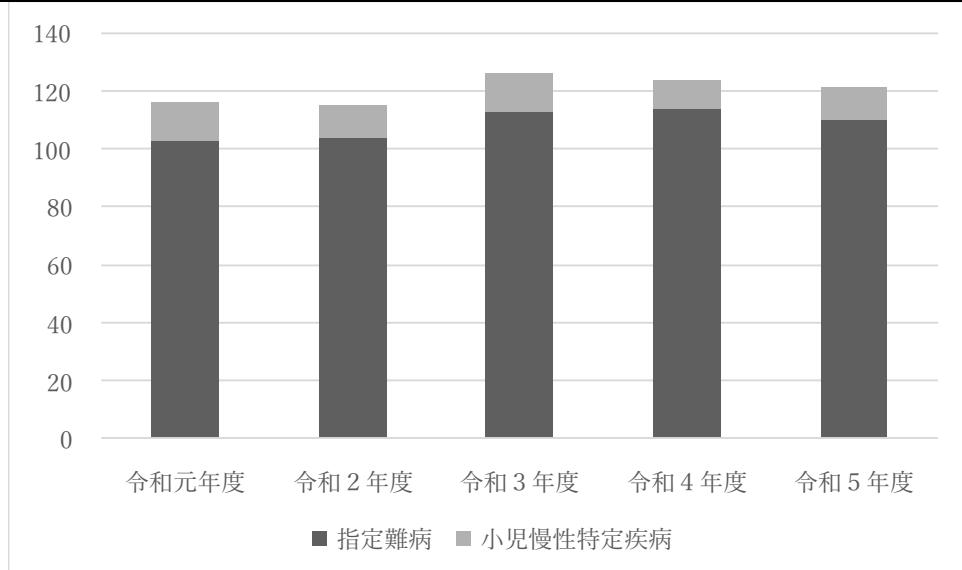
原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」(特定疾患)とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和5年における指定難病(特定疾患)と小児慢性特定疾病(小児慢性特定疾患)は、121人となっています。

難病患者数の推移

単位:人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定難病	103	104	113	114	110
小児慢性特定疾病	13	11	13	10	11
合計	116	115	126	124	121



資料:西北地域県民局地域健康福祉部事業概要(各年4月1日現在)

5 障がい支援区分の認定者数の推移

障がい支援区分の認定者数は、平成 30 年度の 105 人から令和 2 年度の 119 人と増加しましたが、以降は令和 4 年度の 110 人と減少しています。

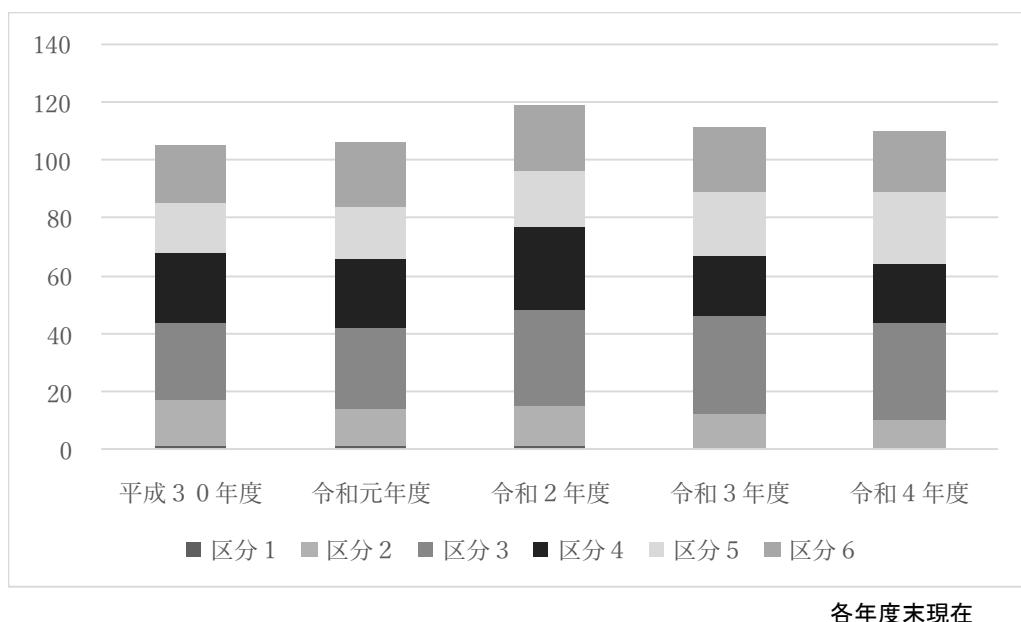
区分別の認定者数をみると、令和 4 年度では「区分 3」が 34 人で最も多く、次いで「区分 5」の 25 人となっています。

(等級は、重い順に区分 6 から区分 1 までとなっています。)

障がい支援区分の認定者数の推移

単位:人

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分 1	1	1	1	0	0
区分 2	16	13	14	12	10
区分 3	27	28	33	34	34
区分 4	24	24	29	21	20
区分 5	17	18	19	22	25
区分 6	20	22	23	22	21
合計	105	106	119	111	110



第3章 障害福祉計画及び 障害児福祉計画

第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	26人	令和4年度末時点の施設入所者数
【見込み】施設入所者	24人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	2人	令和8年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み
【目標】削減見込人数 ※2	2人	令和8年度末までの削減見込み人数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和5年～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

五所川原保健所にて西北五圏域の市町村が参加する、保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置されています。

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することにより、障がい者等の地域での生活を支援するための拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等については、令和8年度末までに必要な地域生活拠点を複数市町村で設置し、その機能充実のため年1回の運用状況を検証及び検討することを目指こととしています。

また、令和8年度末までに強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備することを目指します。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター、並びに保育所等訪問支援を利用できる体制については、圏域内にて体制整備済みです。

また、障がい児の地域社会への参加・法要(インクルージョン)を推進する体制を令和8年度末までに圏域にて構築を目指こととしています。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1カ所以上確保することを目指こととしています。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度に西北五圏域にて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しました。

また、令和8年度末までに圏域にて医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

(5)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成等)を実施する体制の確保を目標としています。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担う必要があるため、令和8年度末までに複数市町村にて、基幹相談支援センターを設置するとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等及びそのために必要な体制を構築を目指すこととしています。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化とともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためにも県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

※当計画における強度行動障がいを含む重度障がい者とは障がい支援区分が区分6の者を計上している。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	町民生活課
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	町民生活課
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	町民生活課
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	町民生活課
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。	町民生活課

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
居宅介護	利用者数 【人/月】	23	24	26	27	28	29
	時間 【時間/月】	280	323	286	330	342	354
重度訪問 介護	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
	時間 【時間/月】	0	0	0	0	0	0

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
同行援護	利用者数 【人/月】	2	3	4	4	4	4
	時間 【時間/月】	35	45	50	50	50	50
行動援護	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
	時間 【時間/月】	0	0	0	0	0	0
重度 障がい者 等 包括支援	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
	時間 【時間/月】	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。	町民生活課
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	町民生活課
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	町民生活課
就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	町民生活課

就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	町民生活課
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	町民生活課
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとで、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	町民生活課
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	町民生活課

()内数値:重度障がい者

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
生活介護	利用者数 【人/月】	52 (17)	52 (17)	55 (17)	55 (17)	55 (17)	55 (17)
	利用量 【人日/月】	1019 (344)	1010 (351)	1265 (346)	1265 (357)	1265 (357)	1265 (357)
自立訓練 機能訓練	利用者数 【人/月】	1	1	1	1	1	1
	利用量 【人日/月】	14	13	13	13	13	13
自立訓練 生活訓練	利用者数 【人/月】	5	1	1	1	1	1
	利用量 【人日/月】	95	9	30	30	30	30
就労移行 支援	利用者数 【人/月】	0	1	5	5	5	5
	利用量 【人日/月】	0	22	82	82	82	82
就労継続 支援 A型	利用者数 【人/月】	16	12	10	12	12	12
	利用量 【人日/月】	347	246	221	240	240	240

() 内数値:重度障がい者

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
就労継続支援 B型	利用者数 【人/月】	48	53	51	52	53	54
	利用量 【人日/月】	842	968	949	988	1007	1026
就労定着支援	利用者数 【人/月】	0	2	2	3	3	3
療養介護	利用者数 【人/月】	0	0	1	1	1	1
短期入所 福祉型	利用者数 【人/月】	3 (2)	7 (3)	6 (3)	7 (3)	8 (4)	8 (4)
	利用量 【人日/月】	53 (22)	144 (57)	121 (56)	140 (60)	160 (80)	160 (80)
短期入所 医療型	利用者数 【人/月】	0	0	1 (1)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	利用量 【人日/月】	0	0	5 (5)	15 (15)	15 (15)	15 (15)

(3)居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	町民生活課
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	町民生活課
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	町民生活課

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
自立生活 援助	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
共同生活 援助	利用者数 【人/月】	27 (3)	27 (2)	29 (2)	30 (3)	31 (3)	32 (3)
施設入所 支援	利用者数 【人/月】	27	26	28	26	25	24

(4) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
計画相談支援	<p>サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれて いる環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサ ービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、 支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を 行います。</p> <p>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切である かどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサ ービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変 更等を行います。</p>	町民生活課
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行する ための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。	町民生活課
地域定着支援	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性 に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の 供与を行います。	町民生活課

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
計画相談支援	利用者数 【人/月】	52	55	51	53	53	53
地域移行支援	利用者数 【人/月】	0	1	1	1	1	2
地域定着支援	利用者数 【人/月】	0	0	0	1	1	1

3 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「鶴田町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 障がい児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	町民生活課
医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。	町民生活課
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	町民生活課
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	町民生活課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	町民生活課

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
児童発達支援	利用者数 【人/月】	6	8	9	10	9	12
	利用量 【人日/月】	27	31	32	40	36	48
医療型児童発達支援	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
	利用量 【人日/月】	0	0	0	0	0	0

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
放課後等 デイ サービス	利用者数 【人/月】	16	17	20	22	26	28
	利用量 【人日/月】	168	206	250	275	325	350
保育所等 訪問支援	利用者数 【人/月】	4	6	5	6	7	8
	利用量 【人日/月】	4	6	6	8	9	10
居宅 訪問型 児童 発達支援	利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
	利用量 【人日/月】	0	0	0	0	0	0

(2) 障がい児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
障がい児相談支援	<p>障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見通しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。</p>	町民生活課

サービス	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
障がい児 相談支援	利用者数 【人/月】	4	5	6	6	6	7

4 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものであります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

第7期計画では、地域にあった研修及び啓発方法を検討し実施を目指します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

第7期計画では、実施団体の把握に努め、実施を目指します。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
相談支援 事業	委託 箇所	3	3	3	3	3	3

②基幹相談支援センター等の設置及び機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

第7期計画では、令和8年度末までに複数市町村にて、基幹相談支援センターを設置するとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等及びそのために必要な体制を構築を目指します。

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

第7期計画では、地域にあった方法を検討し実施を目指します。

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

なお、必要に応じ、首長申立による支援を行います。

事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
成年後見 制度支援 事業	町長 申立数	1	0	0	1	1	1
	報酬 助成者	1	0	2	3	4	5

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

第7期計画では、地域にあった方法を検討し実施を目指します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	実利用 件数	13	25	24	24	24	24

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るために用具を給付又は貸与します。

用具種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
介護・訓練 支援用具	給付 件数	1	0	4	4	4	4
自立生活 支援用具	給付 件数	1	0	3	3	3	3
在宅療養等 支援用具	給付 件数	3	2	3	4	4	4
情報意思疎 通支援用具	給付 件数	0	5	4	6	6	6
排泄管理 支援用具	給付 件数	482	548	572	572	572	572
住宅 改修費	給付 件数	1	0	1	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

西北五圏域にて西北ろうあ協会に委託しています。「入門課程」「基礎課程」の2種類のコースにて初級手話講座を実施しています。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
手話奉仕員養成研修	養成講習修了者(圏域)	8	17	25	25	25	25

(9)移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
移動支援事業	実利用者数	2	1	2	2	2	2
	延べ利用時間数	41	20	72	96	96	96

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
地域活動支援センター	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	2104	2417	2592	2592	2592	2592

(11) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者の居住の場を確保するとともに、日常生活に関する相談や助言等を行います。

利用の希望があった際は、希望する事業者と協定を結び実施します。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
福祉ホーム	実利用者数	1	0	0	0	0	0

(12) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣して、入浴介護サービスを提供します。

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
訪問入浴	実利用者数	1	1	1	1	1	1

(13)生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

利用の希望があった際は、希望する事業者と協定を結び実施します。

(14)日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援および日 常的に介護している家族の一時的な休息を提供するなど負担軽減を行います。

事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
日中一時 支援事業	実利用 者数	7	4	3	3	3	3

(15)自動車改造費助成事業

身体障がい者が自立した生活を送り、就労するなどの社会活動に参加するため、 自ら所有し、運転する自動車を改造することに要する経費の一部を助成することによ り社会参加への参加の促進を促します。

(16)運転免許取得費助成事業

障がい者の自立更生を図るため、免許の取得に要した費用の一部を助成すること により障がい者の就労と社会参加を促します。

事業	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		実績	実績	推計	推計	推計	推計
運転免許 取得費 助成事業	実利用 者数	0	2	1	1	1	1

(17) 医療的ケア児総合支援事業

医療的ケアが必要な児童や重度障がい児の地域における受け入れが促進されるよう地域体制の整備を行います。

鶴田町では西北五圏域にて、各医療的ケア児の地域の受け入れが進むよう、専門家等が集い今後の方針を定める協議の場の設置を、つがる西北五広域連合に委託しております。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、圏域内外のさまざまな関係機関等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るために、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。当町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等の連携を図り、取り組んでいきます。

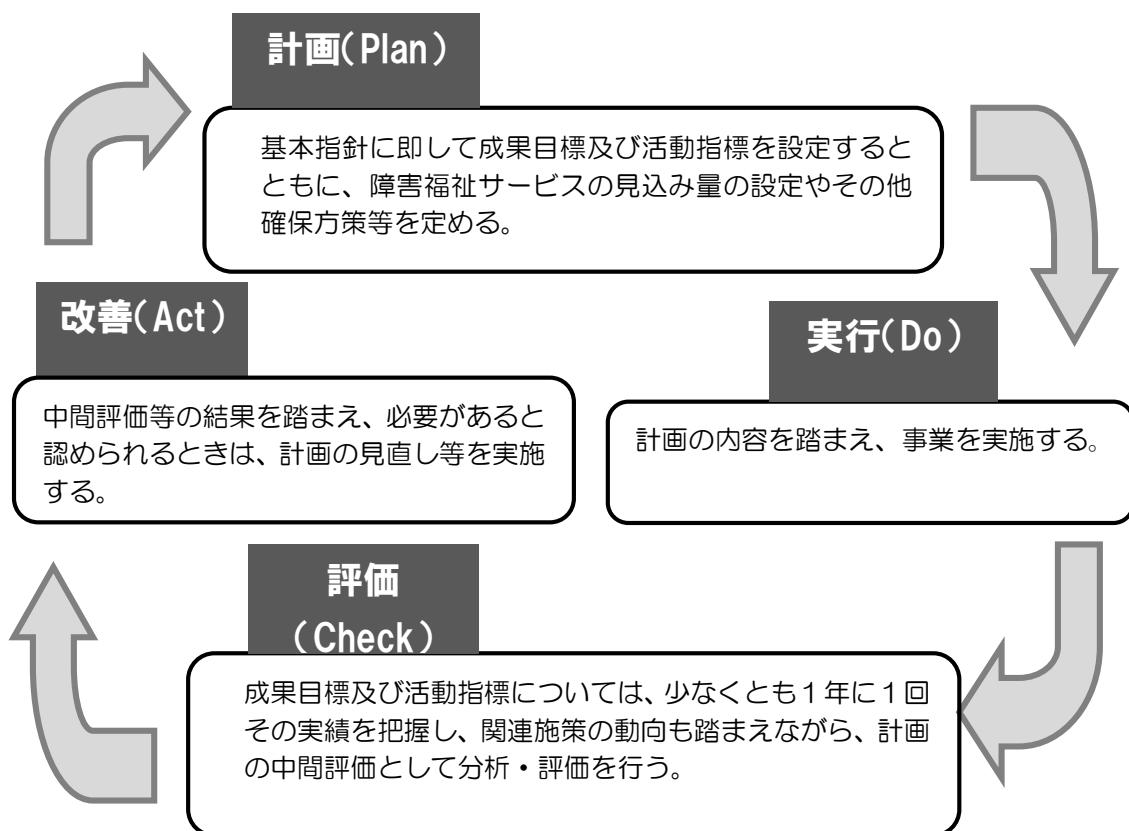
(2) 職員等の資質向上

複雑、多様化している障がい者ニーズに対して、柔軟に対応できる府内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じて、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

当町の障害者計画・障害福祉計画策定委員会や、広域連合の自立支援協議会等において、本計画の進行上の問題点の協議および計画期間内の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき、本計画の円滑な運用を図ります。

【PDCAサイクルのプロセス】



資料編

資 料 編

1 鶴田町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、及び障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3項の規定に基づく鶴田町障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく鶴田町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく鶴田町障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定める鶴田町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定め、もって障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るとともに、障害者等のサービス向上及び地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び見直しについて審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 鶴田町議会教育民生常任委員長
- (2) 鶴田町教育委員会教育委員
- (3) 鶴田町社会福祉協議会事務局長
- (4) 鶴田町社会福祉協議会地域福祉課長
- (5) 鶴田町民生委員児童委員協議会会长
- (6) 鶴田町主任児童委員
- (7) 鶴田町子ども子育て支援協議会会长
- (8) 社会福祉法人共生会施設長代理
- (9) 社会福祉法人共生会地域活動支援センター翔センター長
- (10) 鶴田町身体障害者福祉会会长
- (11) 鶴田町身体・知的障害者相談員

- (12) 関係行政機関の職員
- (13) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、計画期間内とする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

2 鶴田町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	太田 良一	鶴田町議会教育民生常任委員長	
2	竹浪 誠也	鶴田町教育委員会教育委員	
3	坂本 瞳子	鶴田町社会福祉協議会事務局長	
4	長内 洋一	鶴田町社会福祉協議会地域福祉課長	
5	齋藤 稔	鶴田町民生委員児童委員協議会会长	
6	木村夢知子	鶴田町主任児童委員	
7	(欠員)	鶴田町子ども子育て支援協議会会长	
8	須藤 直樹	社会福祉法人共生会施設長代理	
9	鶴谷 充雪	社会福祉法人共生会地域活動支援センター翔センター長	
10	山田 豊実	鶴田町身体障害者福祉会会长	
11	神 美幸	鶴田町知的障害者相談員	
12	太田 勉	鶴田町健康保険課長	

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行者 青森県鶴田町

住 所 〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

TEL 0173-22-2111 (代) FAX 0173-23-1240